

ヒアリングさせていただきたい事項（日本司法書士会連合会）

- これまで、成年後見業務に対して、どのような形で取り組まれてきましたか。また、社団法人成年後見センター・リーガルサポートはどのような活動を行っていますか。
- いわゆる福祉型の信託に対するニーズとして実務上どのようなニーズを感じていますか。また信託利用によって解決を図る必要があるニーズとしてどのようなものを考えていますか。
- 福祉型の信託の担い手として司法書士がどのような役割を担うことを想定していますか。
 - どのような種類の信託をどのような形態で受託することを考えていますか(ビジネスモデル)。
 - 福祉型の信託の担い手として今後新たに公益法人等を設立する場合、どのように役割分担を行うことを考えていますか。
 - 既存の信託業の担い手と共同で受託することや、信託監督人等として関与することについてはどのように考えますか。
- 司法書士が公益法人等を設立して福祉型の信託の担い手になる場合、これらの担い手に対しては、いかなる規律（参入規制、行為規制、監督）が適用されるべきと考えていますか。

ヒアリングさせていただきたい事項（みずほ信託銀行）

- 高齢者等の将来の生計を維持するために一定の財産を信託するといった、いわゆる福祉型の信託について、今後、高齢化社会が進む中でニーズの増加が予想されており、その担い手を弁護士やNPO法人等にも拡大すべき、との指摘があります。
 - 現状、信託銀行で取り扱っている福祉型の信託にはどのようなものがありますか。
 - 障害者を受益者とする特定贈与信託や公益信託において、信託銀行はどのような機能・役割を果たしていますか。通常受託している信託と違う点は、どのような点でしょうか。外国における事例等も踏まえ、説明いただきたい。
 - 株式会社以外の福祉型信託への参入についてどのように考えますか。
 - 信託銀行と福祉型信託のかかわりについて、ビジネスとしての収益性、身上監護への対応、信託財産の規模等の観点から指摘がありますが、どのように考えますか。

ヒアリングさせていただきたい事項（杉浦教授）

- 外国において、信託はどのように利用されていますか。
 - どのような分野において信託は活用されていますか。
 - 信託の担い手はどのような主体ですか。金融機関等と他の信託の担い手はどのように役割分担していますか。

- 外国における民事の分野の信託の受託者に対して、どのような規律が適用されていますか。
 - 金融機関が信託業を営む場合どのような規律が適用されますか。
 - 金融機関以外が信託の引受けを業として行うことは可能ですか。その場合、どのような規律が適用されますか。
 - 規制のない民事の信託の引受けと規制の対象となる信託業はどのような基準で判別されていますか。

- 外国において民事の分野の信託、その担い手に関し、現在どのような点が問題となっていますか。

- 外国の状況を踏まえ、日本において信託の活用を進めるためには、どのような対応が必要だと考えますか。
 - 株式会社以外に信託業への参入を認める必要があると考えますか。必要があると考える場合、いかなる者に、いかなる範囲で参入を認めるべきと考えますか。
 - 信託業法上、新たな担い手に対し、いかなる規律（参入規制、行為規制、監督）を適用すべきと考えますか。
 - 信託業法以外においてどのような対応が必要になると考えますか。